

特別職非常勤嘱託職員の育児休業、部分休業、介護休暇及び介護時間に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」に基づき任用された職員(以下「特別職非常勤務嘱託職員」という。)の育児休業、部分休業、介護休暇及び介護時間に関する取扱いについて定めるものである。

(育児休業の対象者)

第2条 次のいずれにも該当する特別職非常勤嘱託職員は、育児休業をすることができる。

- (1) 養育する子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条第4項に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び当該職に引き続き採用されないことが明らかでない者
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者

(育児休業の期間)

第3条 育児休業の期間は、原則として、養育する子の出生の日から1歳に達する日（以下「1歳到達日」）までとする。

- 2 特別職非常勤嘱託職員の配偶者が、養育する子の1歳到達日以前において、育児休業をしている場合においては、1歳2か月に達する日までとする。（育児休業期間は最長1年間とする。）
- 3 次のいずれにも該当する特別職非常勤嘱託職員については、養育する子の1歳到達日の翌日から、1歳6か月到達日までとする。
 - (1) 特別職非常勤嘱託職員又はその配偶者が、養育する子の1歳到達日に育児休業をしている場合
 - (2) 養育する子の1歳到達日後について、次に掲げる事由に該当する場合
 - ①保育所の入所を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
 - ②子の1歳到達日後に子を養育する予定であった配偶者が、次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 常態として、子を養育している子の親である配偶者が、子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- 4 次のいずれにも該当する特別職非常勤嘱託職員については、養育する子の1歳6か月到達日

の翌日から、2歳到達日までとする。

(1) 特別職非常勤嘱託職員又はその配偶者が、養育する子の1歳6か月到達日に育児休業をしている場合

(2) 養育する子の1歳6か月到達日後について、次に掲げる事由に該当する場合

①保育所の入所を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

②子の1歳6か月到達日後に子を養育する予定であった配偶者が、次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として、子を養育している子の親である配偶者が、子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(請求手続き等)

第4条 育児休業の請求は、育児休業承認書により、次の時期までに行う。

(1) (2) 及び (3) 以外の場合は、育児休業を始めようとする日の1月前までとする。

(2) 子の出生の日から57日を経過する間に育児休業をしようとする場合または1歳から1歳6か月まで又は1歳6か月から2歳までの育児休業をしようとする場合は

育児休業を始めようとする日の2週間前までとする。

(3) 任期の末日まで育児休業をしている者が、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合はあらかじめ請求を行う。

(再度の育児休業)

第5条 次のいずれかに該当する特別職非常勤嘱託職員については、再度の育児休業をすることができる。

(1) 1歳から1歳6か月まで又は1歳6か月から2歳までの育児休業をしようとする者

(2) 任期の末日までの育児休業をしている者で、任期の更新、採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする者

(3) 子の出生の日から57日を経過する間に、当該子について最初または2回目の育児休業をした者（大阪市非常勤嘱託職員要綱第7条第9項第4号の規定により正規職員に関して適用されるものを適用する場合において与えられる職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第11条に規定する特別休暇（職員の休暇に関する規則（平成4年大阪市人事委員会規則第1号）第4条第1項第6号及び第6号の2に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）により勤務しなかった者を除く。）

(育児休業の失効)

第6条 以下の場合、育児休業は効力を失う。

- (1) 当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が、産前休暇を始め、若しくは出産した場合

(部分休業の対象者)

第7条 3歳に達するまでの子を養育する特別職非常勤嘱託職員について、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者、かつ1日の勤務時間が6時間15分以上である者は、部分休業をすることができる。

(部分休業の取得等)

第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）は、3歳に達するまでの子を養育するために、1日につき2時間を超えない範囲で、30分を単位として取得することができる。ただし、1日の勤務時間が7時間45分以上の場合は、2時間の範囲内とし、1日の勤務時間が6時間15分から7時間45分未満の場合は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）とし、また、育児時間又は介護時間を承認されている場合には、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内及び2時間から育児時間及び介護時間を減じた時間を超えない範囲内とする。

2 育児休業条例第19条の2に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までとする）につき、1時間を単位として行うものとし、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間とする。また、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間数の第2号部分休業を取得することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて取得の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて取得の請求があったとき 当該残時間数

3 育児休業条例第19条の規定による部分休業の請求をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める事情がある場合は、第3項変更をすることができる。

(請求手続き等)

第9条 部分休業の請求は、部分休業承認請求書により、部分休業を始めようとする日の1月前までに行う。

その際、請求にかかる子の氏名、続柄及び生年月日を証明する書類（出生証明書等）を提出する。

(部分休業の失効等)

第 10 条 以下の場合、部分休業は効力を失う。

- (1) 当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合
- (2) 部分休業をしている職員が、産前休暇を始め、若しくは出産した場合

2 この要綱の第 8 条の規定による部分休業

の承認の取消については、育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(介護休暇の対象者)

第 11 条 次条に規定する要介護者の介護をするため、特別職非常勤嘱託職員の申出に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で、次のいずれにも該当する職員は、介護休暇を取得することができる。

- (1) 要介護者の各々が介護を必要とする 1 の継続する状態にある間において、初めて介護休暇を取得する日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び当該職に引き続き採用されないことが明らかでない者
- (2) 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者

(要介護者の範囲)

第 12 条 負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり、日常生活を営むことに支障がある次に掲げる者（3 号に掲げる者については、同居している者に限る。）。

- (1) 配偶者（内縁関係にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母
- (2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (3) 特別職非常勤嘱託職員や配偶者との間において、事実上父母や子と同様の関係と認められる者

(介護休暇の取得)

第 13 条 介護休暇の取得は、1 日もしくは 1 時間単位とする。また、1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内で取得することができる。

(介護休暇の期間)

第 14 条 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間の対象者)

第14条の2 特別職非常勤職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者、かつ1日の勤務時間が6時間15分以上である者に限る。）が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、介護時間取得することができる。

(介護時間の取得等)

第14条の3 1日につき2時間を超えない範囲で、30分を単位として取得することができる。

ただし、1日の勤務時間が7時間45分以上の場合、2時間の範囲内とし、1日の勤務時間が6時間15分から7時間45分未満の場合は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）とし、また、第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある場合には、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内及び2時間から第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。

(請求手続き等)

第15条 介護休暇の請求手続き等は、正規職員の例に準じる。

(報酬)

第16条 育児休業、部分休業、介護休暇及び介護休暇については、報酬は支給しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものほか、育児休業、部分休業、介護休暇に関する取扱いについては、「育児休業の取り扱いについて（平成4年4月1日付け総務第21号）」、「部分休業の取り扱い（平成4年4月1日付け総務第22号）」、「職員の休暇について（平成4年4月1日付け総務第11号）」を基本として取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の特別職非常勤嘱託職員の育児休業、部分休業、介護休暇及び介護時間に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第8条第2項に規定する第2号部分休業において、この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の要綱第8条第2項の規定の適用については、同項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。